

竹島の島根県編入



閣議決定の件名録

『件名録』所収「無人島(隠岐島ヲ距ル西北八五湮)所属ニ関スル件」

1905年(明治38年)

資料概要

この『件名録』は、内閣において閣議事項の整理などの事務を所掌する内閣書記官室が各省庁から送付された公文書の件名などを登録編綴したもの。1905年(明治38年)の『件名録』のうち、「内務省の部第1号」に、竹島の島根県への編入と所管に関する閣議決定の事務処理に係る記録が残されており、以下の流れがわかる。

- 1月10日 : 内閣書記官室が内務省から請議書を接受
1月11日 : 内閣法制局に回付(1月13日に関係資料を送付)
1月28日 : 閣議決定(各大臣が起案文書に署名)
2月2日 : 法制局から内閣書記官室に裁可(天皇の承認)の通知。
内閣書記官室からその旨を内務省に通牒。
関係書類を内務省に返却。

内容見本

第一号 三七秘乙三三七ノ内
無人島(隠岐島ヲ距ル西北八五湮)所属ニ関スル件
通牒 二月二日 内務
受領一月十日
法制局
一月十一日
二月二日
上申 一月二十八日
裁 二月二日
記録 (印)
請願書来ル十二日
法制へ十三日
本件別格ノ義法制へ申出ノ分ニテ全局より最前ノ分返付
シ来ニ付即返却ス
一月二十六日

作成年月日	1905年(明治38年)
編著者	〔内閣書記官室〕
発行者	〔内閣書記官室〕
収録誌	件名録 甲号 上(自明治三十八年一月・至全十二月)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

第	一	訓令	七	三	七	三	七	三	七	三	七	三	七	三	七	三	七	三	七
無人島	(陸嶺島ヲ距ル北西ニ在リ)	所屬ニ關スル件	受領一月十日	日照	會	回	答	裁	奏	上	申	上	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
法律	勅令	閣令	訓令	指令	通牒	訓令	指令	通牒	訓令	指令	通牒	訓令	指令	通牒	訓令	指令	通牒	訓令	指令
土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件	土地收用法ニ依リテ事業ヲ遂行スルニ關スル件